

新型コロナウイルス感染症の影響による開館状況の推移

年	月日	発出内容	新座市の対応
令和2年	4月7日～5月6日	緊急事態措置(1回目)	・令和2年4月1日から5月31日まで休館
	5月7日～5月25日	緊急事態措置(1回目)延長	
	5月26日～12月31日	—	—
令和3年	1月1日～1月4日	—	—
	1月5日～1月11日	—	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される方向で調整されていたことから、新規の夜間利用予約を不可とする。(令和3年9月30日まで継続)
	1月12日～2月7日	緊急事態措置(2回目) (1月8日～2月7日)	・部屋・ロビーの夜間利用を休止する。 ・夜間の公民館・コミセン主催講座を中止・延期する。 ・各部屋の利用定員は、定員の50%以下とする。 ・閉館時間 図書室併設の館(中央、栗原、大和田、西堀・新堀) …午後8時閉館 図書室非併設の館(野火止、栄、畑中、東北) …午後5時30分閉館
	2月8日～3月7日	緊急事態措置(2回目)延長	
	3月8日～3月21日	緊急事態措置(2回目)延長	
	3月22日～4月27日	—	—
	4月28日～5月11日	まん延防止等重点措置	・部屋・ロビーの夜間利用を休止する。 ・夜間の公民館・コミセン主催講座を中止・延期する。 ・各部屋の利用定員は、おおむね定員の50%程度とする。 ・午後5時30分閉館とする。
	5月12日～5月31日	まん延防止等重点措置延長	
	6月1日～6月20日	まん延防止等重点措置延長	
	6月21日～7月19日	埼玉県内でさいたま市と川口市の2市のみ、まん延防止等重点措置延長(新座市は終了)	・施設の利用を午後9時までに終了するよう協力を要請する。 ・各部屋の利用定員は、おおむね定員の50%程度とする。 ・東京都のまん延防止等重点措置の実施に伴い都県をまたぐ人流を抑制するため、市外の新規利用者登録を休止する。
	7月20日～8月1日	まん延防止等重点措置拡大	・部屋・ロビーの夜間利用を休止する。 ・夜間の公民館・コミセン主催講座を中止・延期する。 ・各部屋の利用定員は、おおむね定員の50%程度とする。 ・午後5時30分閉館とする。
	8月2日～8月27日	緊急事態措置(3回目)	
	8月28日～8月31日		
	9月1日～9月12日	緊急事態措置(3回目)延長	・上記四つのほか、市内及び市外の新規利用者登録を休止する。
	9月13日～9月30日	緊急事態措置(3回目)延長	
	10月1日～10月24日	段階的緩和措置	・夜間利用を再開する(午後9時までの終了協力要請)。 ・各部屋の利用定員は変更せず、おおむね定員の50%程度とする。 ・全ての新規利用者登録の受付を開始する。
	10月25日～12月31日	—	・各部屋の利用定員は変更せず、おおむね定員の50%程度とする。(令和4年3月31日まで継続)
令和4年	1月1日～1月20日	—	
	1月21日～2月13日	まん延防止等重点措置(2回目)	
	2月14日～3月6日	まん延防止等重点措置(2回目)延長	
	3月7日～3月21日	まん延防止等重点措置(2回目)延長	
	4月1日～12月31日	—	・利用定員を見直し、定員50%から70%に増やす。ただし、体育室等は運動の場合の定員を変更しない。
令和5年	1月1日～5月7日	—	・感染防止対策を全て廃止する。
	5月8日～	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更	